

(2)「高等裁判所」の誘致合戦（福岡、熊本、佐賀、長崎）

大正4年8月22日、市会に「控訴院移転に関する件」と題した次のような内容の議案が提出されました。「長崎控訴院が福岡市に移転する際は建築費全額を市が寄付する」というものです。議案は秘密会で審議され、原案通り可決されました。

続いて同年12月、市会は協議会で誘致陳情のため市長、市会議長、市会議員、商業会議所会頭らの上京を了承し、本会議でそのための「交際費」として3千円（現在の約989万円に相当）の追加予算を可決しました。

現在、九州・沖縄を管轄する高等裁判所は福岡市に置かれていますが、当時、高等裁判所にあたる裁判所（控訴院）は長崎に設置されており、老朽化した長崎控訴院の改築計画が表面化したのを契機に、本市と熊本県、佐賀県が控訴院の誘致に乗り出しました。特に熊本県は、大分、宮崎、鹿児島県への働きかけや地元代議士の協力により、法相ら有力者に対する陳情攻勢を行っており、一方で長崎県は、移転阻止運動を推し進めていました。

福岡移転を想定した政府の長崎控訴院改築案は、その年12月の衆院司法委員会に提出されましたが、否決されました。翌5年1月には貴族院でも否決され、長崎存置が決定しました。このとき福岡移転が実現しなかった理由としては①同志会に所属する法相に対する政友会側の反感②長崎県の移転阻止泣き落とし戦術③熊本県、佐賀県の激しい誘致運動が挙げられています。

それでも本市はあきらめず、大正7年7月の市会協議会で控訴院移転問題を再協議し、市が建築費のうち15万円（現在の約3億8,835万円に相当）を負担することを了承しました。このときの市会協議会の様子について福岡日日新聞は「司法省が再び移転改築予算を計上するというが、物価高騰で前回のように全額寄付負担は困難。今回は軽挙はなさず県と同額程度の負担で良い。地理的にみても控訴院の福岡移転は当然であり、今回は運動がましきことは必要なしということになった」と、慎重姿勢だったことを伝えています。

しかし大正10年に入って移転改築計画が再び具体化すると、市会は同年7月の市会協議会で誘致運動委員7人を選出し、市と連携して政府への陳情や大分県ほか各県の協力取り付けなどに当らせ、8月の市会で誘致運動費1万円（現在の約2,589万円に相当）の追加予算を可決しました。

熊本県、佐賀県も誘致運動を再開し、長崎県も再び存置を強く訴え始めました。そうした矢先、政府は同年11月の閣議で、長崎控訴院移転改築の保留を閣議決定。これにより控訴院は長崎に存置されることになり、大正初期から長崎、福岡、熊本、佐賀が争った長崎控訴院の移転問題は立ち消えになりました。

ちなみに本市が待望した控訴院の福岡移転が実現したのは、その後20数年を

経過した終戦間際のことです。昭和 20 年 8 月 15 日「終戦の日」に本市大名町の大名国民学校内に福岡控訴院本庁が、福岡地方裁判所内に分室がそれぞれ開設されました。昭和 22 年には裁判所法の改正に伴い福岡高等裁判所と改名されました。

<福岡市議会史第 2 巻「大正編」第 21 章余録 4 長崎控訴院移転問題から>

※現在のお金の価値に換算した額は、国家公務員の初任給をもとに算出している。